

八戸西スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、「八戸西スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、八戸西スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」という。)の設置、管理及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) スマートICの設置に係る次に掲げる検討及び調整等

- ① スマートICの社会便益(スマートICの費用と比較し、十分な社会便益を確認すること)に関する事。
- ② スマートIC及び周辺道路の安全性に関する事。
- ③ スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関する事。
- ④ スマートICの構造及び整備方法に関する事。
- ⑤ スマートICの管理・運営方法に関する事。
- ⑥ 広域的検討結果の反映に関する事。
- ⑦ その他スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関する事。

(2) スマートICの供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等についての定期的なフォローアップ及び必要に応じた見直し

(3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は八戸市長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、会長が指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き

継ぐものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則非公開とし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 軽微な事項に関しては、書面により協議することができる。

(経費)

第9条 協議会の運営に関する費用は、八戸市の負担とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、八戸市建設部道路建設課に置く。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

(その他)

第12条 協議会に参加した団体は、スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理運営に協力するものとする。

附 則

1 この規約は、平成26年6月30日から施行する。

2 この規約は、平成29年6月30日から施行する。

八戸西スマートインターチェンジ地区協議会組織

No.	所 属	
1	八戸市	市長
2	国土交通省 東北地方整備局	企画部 広域計画課長
3		道路部 道路計画第二課長
4		青森河川国道事務所長
5	東日本高速道路 株式会社 東北支社	総合企画部 総合企画課長
6		建設事業部 建設事業統括課長
7		八戸管理事務所長
8	青森県	県土整備部 道路課長
9		三八地域県民局 地域整備部長
10	青森県警察本部	交通部 交通規制課長
11		交通部 高速道路交通警察隊長
12		八戸警察署長
13	八戸商工会議所	会頭
14	八戸農業協同組合	代表理事組合長
15	上長地区町内連合会	会長